

3 児童虐待とは

(1) 児童虐待の定義

18歳に満たない子どもに対して、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者)が以下の行為を行うことをいい、4つに分類されます。

児童虐待の
防止等に関する
法律第2条

身体的虐待



【児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること】

- ・打撲傷、あざ、骨折、頭蓋内出血など頭部外傷、内臓損傷、刺傷、タバコなどによる火傷。
- ・首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、異物を飲ませる、食事を与えない、冬に外にしめだす、縛り付け拘束する。
- ・意図的に子どもを病気にさせる。

性的虐待



【児童にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること】

- ・子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆。
- ・性器を触る又は触らせるなどの性的暴力、性的行為の強要・教唆。
- ・性器や性交を見せる。
- ・ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要する。

ネグレクト



【児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待の放置など保護者としての監護を著しく怠ること】

- ・子どもの健康・安全への配慮を怠っている。
- ・家に閉じこめる(子どもの意に反して学校に登校させない)
- ・重大な病気になっても病院に連れて行かない。
- ・乳幼児を家に残したまま度々外出する。
- ・乳幼児を車中に放置する。
- ・子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない。(愛情遮断など)
- ・食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢。

心理的虐待



【児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家族における配偶者に対する暴力など児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと】

- ・言葉による脅かし、脅迫など。子どもの心を傷つけることを繰り返し言う。
- ・子どもを無視したり、拒否的な態度を示す。
- ・子どもの自尊心を傷つけるような言動。
- ・他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする。
- ・子どもの面前で配偶者やその他の家族などに対し暴力をふるう。(面前DV)



覚えておこう! 「マルトリートメント」



「大人の子どもへの不適切な関わり」を意味しており、児童虐待の意味を広く捉えた概念です。

例:親のたばこやライターを無造作に子どもの手の届くところに置く など

マルトリートメント
P22 参照

(2) しつけと虐待の違い

親権者による体罰禁止が法定化

民法：親権の行使に関する規定の改正（親権者の懲戒権規定の削除）
 児童虐待の防止等に関する法律：

第3条：何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

第14条：親権者は、児童のしつけに際して、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。



民法第822条
 改正
 (R4.12 施行)

児童虐待の
 防止等に関する
 法律 第3条
 第14条(R2.4
 施行)



しつけと虐待は、明らかに違います

しつけは、こどもの人権を大切に、年齢や発達の程度に配慮しながら、生活習慣や生きていく力、思いやり、社会のルール・マナーなどを育むことをいいます。

保護者が「しつけだ!」と主張しても、「こどもにとって有益か、こどもの安全と健全な育成が図られているかどうか」、こどもの視点に着目して判断することが望ましいです。

～しつけのつもりで… こんなことしていませんか?～ 虐待（体罰）の具体例

- ・ 言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので、頬をたたいた
- ・ 大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた
- ・ 友達を殴ってケガをさせたので、同じようにこどもを殴った
- ・ 他人のものを取ったので、お尻をたたいた
- ・ 宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった
- ・ 掃除をしないので、雑巾を顔に押しつけた

こどもの心を傷つける暴言など

- ・ 冗談のつもりで「お前なんか生まれてこなければ良かった」など、こどもの存在を否定するようなことを言った
- ・ やる気を出させると言う口実で、きょうだいを引き合いにしてけなした

厚生労働省
 体罰等によらない子育ての推進に関する検討会(R2.2)

具体的な工夫
 の例 P23 参照

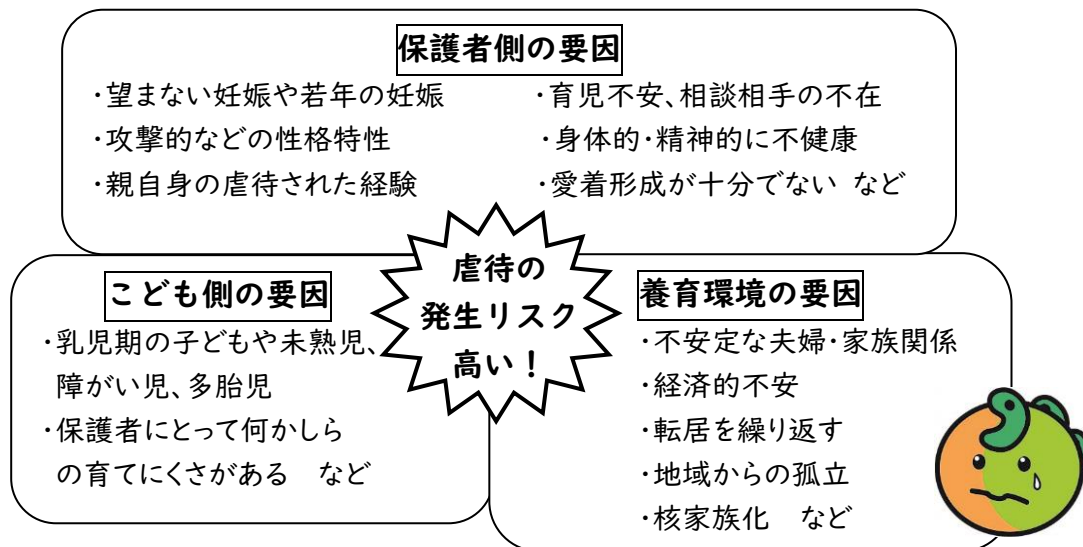
～児童虐待には、あたりません!～

- ・ 道に飛び出しそうなこどもに、大きな声を出して手をつかむ
 (こどもを保護するための行為)
- ・ 手をつかみ、他のこどもに暴力を振るうのを制止する
 (第三者に被害を及ぼすような行動を制止する行為)



(3) 虐待が起こるのはどんな時か

様々な要因が絡み合っており、どの家庭でも起こりうるという認識が必要です。保護者も傷つき、助けを求めているかもしれません。



厚生労働省
子ども虐待
対応の手引き
参考

在宅支援ア
セスメントシート
P18参照

(4) 虐待がこどもに及ぼす影響

こどもの心身の発達や人格形成、脳の発達への深刻な影響について

身体的な 影響	<ul style="list-style-type: none"> ・外傷のほか、栄養障がいや体重増加不良、低身長など ・愛情不足により成長ホルモンが抑えられた結果の成長不全
知的発達 への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・不安定な環境下では、もともとの能力に比しても知的な発達が得られにくい
心理的な 影響	<ul style="list-style-type: none"> ・愛着障がいを生じやすく、「発達障がい」に類似した様相を呈する ・「自分が悪いんだ」と自己肯定感が持てず、自殺企図や摂食障がいが生じる ・受けた心の傷(トラウマ)による、PTSD や解離性障がいの懸念
行動面 への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力で解決することを誤学習し、攻撃的・衝動的な行動をとる ・性的虐待を受けることによる、性化行動(年齢に見合わない強い性的関心など)
対人関係 への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な信頼関係の構築が難しく、友人(他者)とのトラブルが生じる ・おとなの顔色を見ながら生活するため、一見「よくできた子」に見られる

厚生労働省
子ども虐待の
援助に関する
基本事項 参考

●子ども時代の辛い体験により傷つく脳



- ・厳しい体罰により、前頭前野(社会生活に極めて重要な脳部位)の容積が19.1%減少
(Tomoda A et al., Neuroimage, 2009)
- ・言葉の暴力により、聴覚野(声や音を知覚する脳部位)が変形
(Tomoda A et al., Neuroimage, 2011)

提供: 福井大学 友田明美教授

※パンフレット 平成28年度 厚生労働科学研究費補助金 健やか次世代育成総合研究事業 子どもを健やかに育むために~愛の鞭ゼロ作戦~ より抜粋

(5) 虐待の通告・相談

虐待に関する通告・相談は、「もし間違っていたらどうしよう…」と、不安に感じる時があるかもしれません。しかし子どもの中には、虐待を受けている感覚がない子もいます。手を差し伸べる大人がいることで、救われることも必ずあります。

「疑い」の段階から相談・報告を

通告の義務

「虐待を受けたと思われる児童」を発見した者には、通告義務があります。調査の結果、虐待ではないと判断されても責任を問われません。

児童福祉法
第25条

守秘義務違反には あたらない

通告は、守秘義務違反にはあたりません。

児童虐待の
防止等に関する
法律第6条

通告元は 明かされない

通告者が特定されるような情報の公開はしません。
支援者は、情報元を保護者に伝えてはいけません。

児童虐待の
防止等に関する
法律第7条



こんな時は虐待のサインかも

こどもの様子

- 不自然な外傷がみられる
- 家の外に閉め出されている
- 衣類や身体が極端に不潔である
- 食事を与えられていない
- 頻繁にこどもの泣き叫ぶ声や叩かれる音、大人の怒鳴り声が聞こえる
- 家に帰りたくないそぶりがある など

保護者の様子

- 小さい子どもを置いたまま外出している
- 体罰を正当化する
- ケガや病気をしても医師に診せない
- 地域などと交流がなく、孤立している
- こどもの養育に関して拒否的、無関心
- こどもに対して否定的な発言をする
- 夜間徘徊などを黙認する など

虐待のサイン
園・学校での
チェックポイント
P16-17 参照

要保護児童等の
重症度判断表
P19 参照

通告先(相談窓口)

子ども課 子ども支援室	第一義的な相談窓口	552-1511 (代)
上越児童相談所	重症度・緊急度が高い場合	025-524-3355
糸魚川警察署	生命の安全に関わる場合	552-0110



ご活用ください!

児童相談所虐待対応ダイヤル

24時間365日対応 通話料無料



親子のための相談 LINE

平日 9:00~17:00 子どもと保護者対象



4 園・学校における児童虐待防止対応について

(1) 発見から通告の流れ ~ 合言葉は、チームとしての早期対応 ~

早期発見 日頃からの観察、情報収集

- 例) 精神的に不安定、無関心、無反応
- からだに不自然なアザがある
 - 汚れた服装、体臭
 - 「親に叩かれた」などの訴え
 - 性的な関心が高まっている
 - 送迎時、保護者とこどもの様子がいつもと違う
- 「何か変だ」「いつもと違う」と感じた違和感・異変



相談・報告 直ちに管理職へ

- 主観を交えず事実を報告する
 - 感じ取った違和感等を伝える
- チームとして対応策を協議

◎この段階で相談しても良い
こども課 こども支援室
552-1511(代)

事実確認 話しやすい、関係のよい職員が行う

年齢に合わせた聴きとり方で、確認できる範囲でOK

- 「いつ、だれから、どんな場面で、どんな風に」
 - 頻度、強度、他の家族が知っているか、本人の気持ちはどうか
 - 「誰にも言わないから」は禁句
 - できるだけ早い時間帯に(できれば午前中)
(一時保護が必要な場合は、学校や園で直接保護するため)
 - アザ等は、写真やイラストで記録
- 確認後、管理職に再度報告し、対応を協議



通告(連絡) 「疑い」の段階から相談・報告を



- ① 身体的虐待の疑い(叩かれる・蹴られるという訴え、打撲傷、内出血)
 - ② ネグレクトの疑い(不自然な欠席、不衛生、不適切な食事、受診させない)
 - ③ 性的虐待の疑い(布団の中で嫌なことをされる、身体を触られるという訴え)
 - ④ 心理的虐待の疑い(言葉による脅し、拒否的な態度、差別的な扱い、面前DV)
 - ⑤ 「帰りたくない」というこどもの訴え(帰宅することに恐怖がある)
 - ⑥ その他、こどもの生命・身体に対する危険性・緊急性が高いと考えられる場合
- こどもの安全を第一に考え、通告をためらわない

早期発見に努める責任
児童虐待の防止等に関する法律
第5条

虐待のサイン
園・学校での
チェックポイント
P16-17 参照

要保護児童等の重症度
判断表
P19 参照

こどもへの聴き取り
P13 参照

通告の義務
児童福祉法
第25条

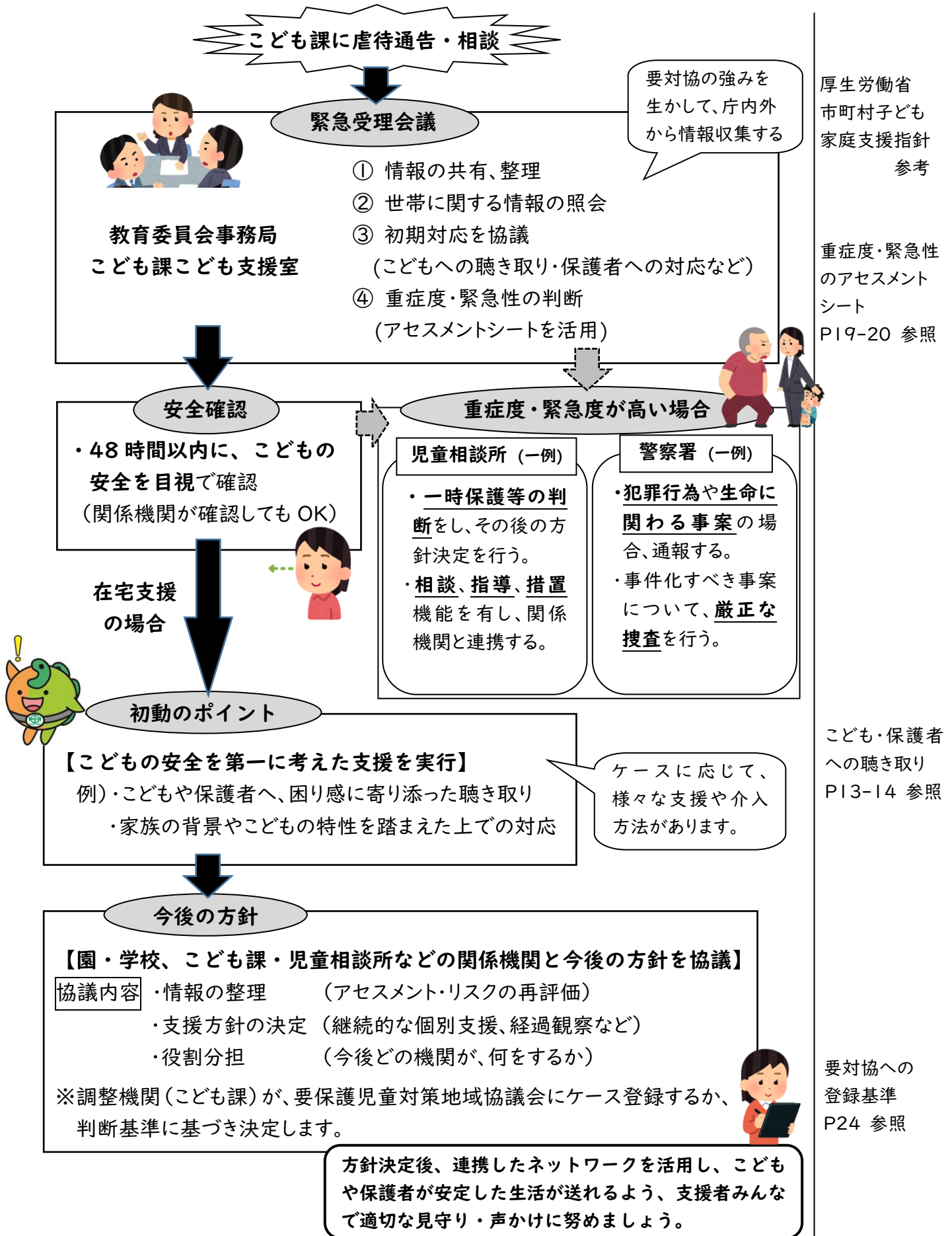
児童虐待の防止等に関する法律
第6条

第一義的な相談窓口
こども課 こども支援室
552-1511(代)

重症度・緊急度が高い場合
上越児童相談所
025-524-3355


生命の安全に関わる場合
糸魚川警察署
552-0110

(2) 通告受理後の初期対応



(3) 効果的な記録の取り方

① 具体的な状況を記録する

基本的なポイント	
<ul style="list-style-type: none">・ 園・学校が虐待を認知した日時を記録する・ 虐待と疑われる内容は、時系列で記録する・ 誘導的にならず、こどもの年齢や発達状況に合わせて話を聴く	
こどもからの訴えや聴き取り内容を記録する	
<ul style="list-style-type: none">・ 具体的な状況を記録 (いつ、誰から、どんな場面で、どんな風に) (頻度は、強度は、他の家族は知っているか)・ こどもの気持ちや様子を記録 (保護者への想い、家族に望んでいること) (家に帰りたがっていない) など	

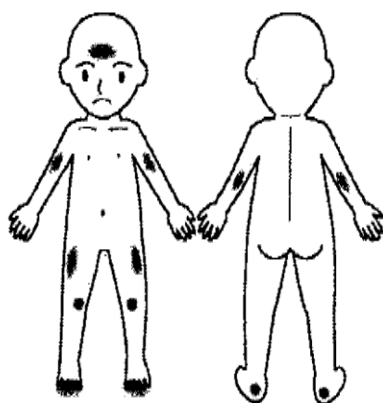
② 外傷などの状況を記録する

写真やイラストで記録する際のポイント	
<ul style="list-style-type: none">・ 写真を撮る際は、こどもの気持ちに配慮する・ 通告者の特定を避けるため、撮影場所が分からないようにする・ 傷の大きさが分かるように、定規などと一緒に撮影する・ こどもの傷やアザは治りやすいため、気づいた時に写真に残す・ 撮影場所・日時を忘れずに記入する	

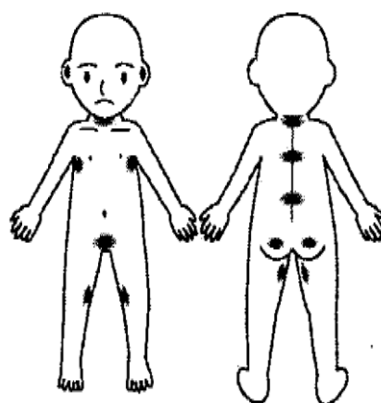


虐待と通常の事故で起こるケガとは、異なる特徴があります！

事故による外傷と異なり、外傷が臀部やふともも内側など脂肪組織が豊富で柔らかいところ、首やわきの下などの引っ込んでいるところ、外から分かりにくいところにある場合は、虐待が疑われます。



〈事故でけがをしやすい部位〉



〈虐待によるけがが多い部位〉

学校・教育
委員会等向け
虐待対応の
手引き 参考

(4) こどもへの聴き取り

こどもとの関係性・タイミング 大切にしましょう。

① 関係の良い職員が聴き取る	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもにとって話しやすい職員が聴く ・落ち着いて話せる場所で話を聴く
② 話してくれたことを受け止める	<ul style="list-style-type: none"> ・「話してくれてありがとう」「痛かったね」「つらかったね」と寄り添う ・矛盾点があったとしても、誘導的な質問や強制は禁句
③ 具体的な状況を聴く ※性的虐待は欄外参照	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢に合わせた聴き取り方で、確認できる範囲で可 ・「いつ、誰から、どんな場面で、どんな風に」「他の部位は」 ・「頻度、強度、他の家族が知っているか、本人の気持ちはどうか」
④ 質問技法をうまく使う 	<p>開かれた質問 (5W1Hの質問)</p> <p>こどもに主導権を与える質問で、返ってくる返答は、一番信頼性が高い例)「この手のケガはどうしたのかな？」</p>
	<p>特定された質問 (はい/いいえで答えられる質問)</p> <p>詳細を確認するためには有効例)「お父さんはお酒を飲んでいたのかな？」</p>
	<p>選択肢のある質問</p> <p>なかなか答えない場合に有効例)「このケガは誰にやられたの？お父さん？お母さん？それとも他の人？」</p>
<p>▶特定された質問や選択肢のある質問を繰り返すと、誘導的になるこどもが答えたら、開かれた質問に戻る</p>	
⑤ できない約束はしない	<ul style="list-style-type: none"> ・「誰にも言わないから」「親には言わないから」という約束はしない ・「みんなの知恵を借りよう」と、根気強くこどもに伝える
⑥ これからもSOSを出せる関係に	<ul style="list-style-type: none"> ・「困った時は助けを求めてよい」ことを繰り返し伝える
⑦ できるだけ早い時間帯に聴く	<ul style="list-style-type: none"> ・なるべく早期に聴き取り、通告・相談をする ・一時保護が必要な場合は、学校や園にいるうちに保護する方がスムーズであるため、関係機関の指示があるまで、安易に帰宅させない
⑧ アザ傷は写真やイラストで記録	<ul style="list-style-type: none"> ・チームとして対応策を協議する際に、貴重な資料となる ・こどもに「写真を撮るね」と伝えて、了解を得る

文部科学省
虐待を聴く技術
コミュニケーションの技術
参考

※性的虐待の場合は、違った対応が必要です

初期対応では、最低限の聴き取りのみ	<ul style="list-style-type: none"> ・「誰に、何をされたか」を簡単に聴き取り、詳細を聴かない ・何度も質問されると、記憶が混濁し、信ぴょう性が低下する ・早い段階で通告し、専門的な知識を有する機関に委ねる <p>※性的虐待の告白を受けると、「まさかそんなことがあり得ない」といった感情が生じやすいです。</p> <p>しかし、過剰に反応してしまうと、こどもは自分の話が巻き起こしたことの重大さに気づき、それ以上語ろうとしなくなるため、配慮が必要です。</p>
-------------------	---

(5) 保護者への対応

対応のポイント
一例をご紹介します。

傾聴

- ① 保護者の話をよく聴き、「子育てに困っていることはないか」という姿勢を見せ、話しやすい関係づくりに努める。(子育て以外に悩んでいる場合もあるため、まずは「聴く」姿勢が大切)
- ② アザ傷のことを確認する際は、「頬に傷がありましたか、どうされましたか」と、身構えず自然体で聴く。
- ③ 保護者の教育方針(例えば、体罰を容認する子育て)を聴き、真正面から否定せず、「こどもにとって何が一番良いのか」を一緒に考える。必要に応じてこどもに及ぼす影響を伝える。
- ④ 必要に応じて、しつけと虐待の違いを説明し、「今の法律では虐待にあたる」旨を説明し、虐待抑止の言葉をかける。

こどもに及ぼす影響
P8 参照

しつけと虐待の違い
P7 参照

つなぐ(連携)

- ① 子育ての困り感があった場合、専門の相談機関(児童相談所など)またはこども課こども支援室(552-1511)を紹介する。
- ② 虐待に関しては、**園・学校には通告義務があることを伝え**、虐待の抑止につながる声かけを行う。
- ③ こども課や児童相談所と連携した対応を図る。



関係機関の役割分担・相談先
P4-5、
P15 参照

き然

- ① 園・学校は保護者との**関係悪化を恐れ、通告・対応をためらわないよう努める**。(こどもが痛い、つらい思いを繰り返さないために)
- ② 学校、保育所等は、保護者から情報元に関する開示の求めがあった場合、こどもからの虐待申し出等の情報元を保護者に伝えないこととするとともに市町村、児童相談所と連携しながら対応する。(市町村、児童相談所は、保護者に虐待を告知する際にはこどもの安全を第一とするとともに、通告者保護の観点から通告元は明かせない旨を保護者に伝えることを徹底する)
- ③ こどもが一時保護に至り、保護者から問い合わせがあった場合「児童相談所の判断のため、よく相談してほしい」旨を伝える。

H31.2
「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について
参考

5 相談窓口と連絡先


各相談窓口をご活用ください



虐待相談・連絡



糸魚川市こども課こども支援室
糸魚川市ファミリーHOTライン(直通)
上越児童相談所
児童相談所虐待対応ダイヤル
糸魚川警察署

TEL 552-1511
TEL 550-1008
TEL 025-524-3355
TEL  189
TEL 552-0110

子育て相談



糸魚川市こども課こども支援室
糸魚川子育て支援センター(他3か所も対応可)
親子のための相談LINE

TEL 552-1511
TEL 552-0882



発達の相談

糸魚川市こども課こども支援室
発達支援センターめだか園

TEL 552-1511
TEL 552-8322

非行の相談

糸魚川警察署
上越少年サポートセンター

TEL 552-0110
TEL 025-526-4970

学校教育・いじめ・不登校相談

糸魚川市こども教育課 こども教育係
糸魚川市教育相談センター
24時間子供SOSダイヤル

TEL 552-1511
TEL 553-1617
TEL 0120-0-78310

女性の相談

糸魚川市女性のための相談室
新潟県女性福祉相談所
DV相談ナビダイヤル

TEL 090-3403-8899
TEL 025-381-1111
TEL #8008

人権相談

法務局糸魚川支局・人権擁護委員協議会

TEL 552-0356